

## 第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画の策定について（案）

## 1 計画策定の経緯

本市では、平成16年7月に施行した「広島市安全なまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）第5条に基づき、「広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する様々な取組を実施しており、令和2年度末で現計画期間が満了するため、新たに第4次基本計画を策定するものである。

## 〔これまでの取組〕

本市では、平成14年当時、ひったくりや自転車盗などの犯罪が多発し、刑法犯認知件数は3万件に迫るなど、それまでの犯罪からの「安全神話」が大きく揺らぐことになった。

このような状況から、平成16年には条例を制定するとともに、平成18年度から平成22年度までの5年間の計画期間とする基本計画を、平成23年度からの平成27年度までの5年間は第2次基本計画を、平成28年度から令和2年度までの5年間は第3次基本計画をそれぞれ策定し、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに取り組んだ。この結果、令和元年の刑法犯認知件数は、7,191件まで減少した。

## 2 計画策定の基本的方針

第4次基本計画の方向性としては、目標や理念、基本方針などの基本的な枠組みは第3次基本計画を踏襲し、これまでの取組を継承・発展させる。

加えて、「地域再犯防止推進計画」の策定を国から求められており、第4次基本計画の中の新規の基本方針と位置付ける。

また、重点施策については、本市の犯罪情勢等を踏まえ、(1)身近な犯罪や子ども・女性への犯罪の抑止、(2)特殊詐欺被害の抑止、(3)地域防犯力の向上の3点を掲げ、重点的に取り組むこととする。

なお、策定に当たっては、第3次基本計画の評価、犯罪情勢、市民アンケート調査の結果などを踏まえ、安全なまちづくり推進協議会で議論していただく。

## 3 計画策定に当たっての考慮事項

上記の基本的方針のもと、第4次基本計画は、次の事項を考慮して策定する。

## (1) 第3次基本計画の推進状況等を踏まえた現状の課題への対応

第3次基本計画の直近の推進状況や市民アンケート調査の結果から、現状の課題の整理を行い、必要な施策を盛り込む。

## 【現状の課題】

- ・子ども、女性への性犯罪・声かけ事案等犯罪の抑止
- ・高齢者に対する特殊詐欺被害の抑止
- ・地域の防犯活動の担い手の確保
- ・身近な犯罪の抑止 など

## (2) 基本計画に基づく施策の実施と社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応

引き続き、行動計画を毎年度毎に決め、取り組んでいくこととする。

## (3) 「地域再犯防止推進計画」の追加

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体において地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされた（同法第8条）。

再犯を減らす取組の推進は、市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現に直結するものであるため、単独の地域再犯防止推進計画策定ではなく、安全なまちづくりに関する基本計画の中の新規施策として整理する。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の追加

平成 27 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）について、第 4 次基本計画に基づく施策の推進を通じて、その達成に貢献することを目指す。

4 計画の概要

(1) 計画の目的

まちづくりの観点から、市民一人一人の規範意識の向上や連帯感の醸成等に努めるとともに、防犯活動等に取り組む市民や地域団体への支援を通じて、地域の防犯力を高めることにより、犯罪の起こりにくい安全なまちをつくることを目的とする。

(2) 計画期間

5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）を基本とする。

(3) 計画の位置付け

条例第 5 条に基づく基本計画であり、第 6 次広島市基本計画の部門計画として位置付ける。

また、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条の地方再犯防止推進計画としても位置付けるものとする。

(4) 基本目標

市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現

○ 刑法犯認知件数を前年以下とする。

なお、第 3 次基本計画の基本目標の一つであった『体感治安が 5 年前と比べ良くなった』と感じる市民の割合を、25%以上とする。』については、目標を大きく下回った。しかし、犯罪情勢やこれまでの取組からすると、この結果の背景には、地域の治安情勢に関係なく、全国で発生する様々な犯罪報道の影響より「悪くなった」と感じる傾向があることや、5 年前と比べて治安は良い意味で「変わらない」と感じる市民が多いと推察する。

従って、主観的な目標は、施策の進捗に係る数値目標としては機能しないと判断し、体感治安に関する目標は設定しない。

(5) 行動理念

自分たちのまちは、自分たちで創り、守る。

(6) 基本方針

- ・防犯意識の高いひとづくり
- ・防犯力の高い地域づくり
- ・犯罪の起こりにくい環境づくり
- ・再犯防止のための体制づくり
- ・犯罪被害者等への支援体制づくり

(7) 重点施策

- ・身近な犯罪や子ども・女性への犯罪の抑止
- ・特殊詐欺被害の抑止
- ・地域防犯力の向上